

令和 5 年

御 殿 場 市 議 会 第 1 回 臨 時 会 議 案 書

御 殿 場 市

目 次

議案番号	件 名	頁
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 4 年度御殿場市一般会計補正予算 (第 5 号) について)	1 資料 4
議案第 1 号	御殿場市公共施設等整備基金条例制定について	2
議案第 2 号	御殿場市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	4
同意第 1 号	御殿場市監査委員の選任について	5

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度御殿場市一般会計補正予算（第 5 号）について、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 5 年 2 月 15 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

議案第 1 号

御殿場市公共施設等整備基金条例制定について

御殿場市公共施設等整備基金条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 1 5 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市公共施設等整備基金条例

(設置)

第 1 条 公共施設等（公共施設、公用施設その他の市が所有する建築物及び工作物をいう。）の長寿命化を図るための修繕及び改修並びに除却等に要する経費に充てるため、御殿場市公共施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算に定めた額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

御殿場市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 1 5 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市都市公園条例の一部を改正する条例

御殿場市都市公園条例（平成 1 7 年御殿場市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 街区公園の部に次のように加える。

あいざわ 鮎沢ひだまり公園	御殿場市東田中 1 0 9 2 番地の 4 0
かわしまた 川島田くろつぐみ公園	御殿場市川島田 9 7 7 番地の 1 9
かわしまた 川島田うぐいす公園	御殿場市川島田 9 2 9 番地の 2 4

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

同意第 1 号

御殿場市監査委員の選任について

次の者を御殿場市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 15 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

氏 名 勝間田 博文

住 所 御殿場市神場一丁目 39 番地

生年月日 昭和 30 年 8 月 26 日